

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月26日
【会社名】	F D K株式会社
【英訳名】	FDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下園 浩史
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目6番41号
【電話番号】	03(5715)7400(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画・財務部長 竹田 貢
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目6番41号
【電話番号】	03(5715)7400(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画・財務部長 竹田 貢
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 2,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

銘柄	F D K株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	2,500,000,000円
各社債の金額(円)	100,000,000円
発行価額の総額(円)	2,500,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年0.3%
利息支払の方法	1 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、2027年3月11日を第1回の利払日としてその日(同日を含む。)までの分を支払い、その後毎年3月11日及び9月11日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日(同日を含む。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、その日までの半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたるときは、本社債の利息の支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 4 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(同日を含む。)から弁済の提供がなされた日(同日を含む。)までの期間につき、年14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。 5 本社債の利息の支払い場所は、F D K株式会社 コーポレート本部 総務人事部とする。
償還期限	2031年9月11日

償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は第2項第(2)号に定める金額による。 2 社債の償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2031年9月11日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。 (2) 繰上償還事由 (イ)当社に生じた事由による繰上償還 ① 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。)において、承継会社等(以下に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。 「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社若しくは株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。 当社は、本①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。 ② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。 本①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本②に基づく通知が行われた場合には、本②の手続が適用される。
-------	---

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))(但し、本新株予約権付社債権者は除く。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合

② 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

	3 買入消却 (1) 当社及びその子会社(以下に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入ることができる。 (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。 (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。
募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をSILITECH TECHNOLOGY CORPORATION(以下「割当予定先」という。)に割り当てる(以下「本第三者割当」という。)
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	2026年9月11日
申込取扱場所	F D K株式会社 コーポレート本部 総務人事部
払込期日	2026年9月11日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2026年9月11日とする。
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 上記に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権付社債は2026年8月26日開催の取締役会において発行を決議しております。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (1) 上記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 上記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本新株予約権付社債権者との間で本新株予約権付社債の買取りに関して締結した契約の重大な事項に違背したとき(表明保証の違反を含む。)
- (4) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が500,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)に係る議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 元利金支払事務取扱場所

F D K株式会社 コーポレート本部 総務人事部

7 本新株予約権付社債の募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であるが、その内容については下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ロックアップについて」を参照のこと。

8 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

9 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項なし

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数であるため、株価の上昇により、第2項に従い転換価額が上方に修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は減少する。 2 転換価額の修正基準及び修正頻度 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初、500円とする。但し、本新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が当社に提出された日(以下「修正日」という。)において、当該修正日(同日を含む。)までの1か月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。 3 転換価額の下限等 第2項の計算の結果算出される金額が500円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、下限転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服するものとする。なお、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。 4 交付株式の上限 5,000,000株(2026年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は14.48%) 5 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,500,000,000円 6 繰上償還条項等 本新株予約権付社債は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に従い、繰上償還されることがある。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 全て完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 2 転換価額 (1) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる転換価額は、当初500円とする。なお、転換価額は本項第(2)号及び第3項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。 (2) 修正日までの1か月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が500円(下限転換価額)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、下限転換価額は、第3項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服するものとする。 3 転換価額の調整 (1) 転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$ (2) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 時価(本項第(5)号②に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。 ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
-----------------------	---

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の関係会社の役職員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至④の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第(4)号①に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金100,000,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4)① 「特別配当」とは、2031年9月9日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。)の額(金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)に当該基準日時点における各本社債の金額(金100,000,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、0円とする。)を超える場合における当該超過額をいう。
- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

	(5)① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 ② 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目(東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。 ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。 (6) 本項第(2)号及び第(4)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。 ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 ③ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。 ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (7) 第2項第(2)号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により転換価額の調整を行う場合(下限転換価額が調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,500,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の新株予約権者は、2026年9月14日から2031年9月9日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の5銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日 (2) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 F D K株式会社 コーポレート本部 総務人事部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 また、割当予定先との間で2026年8月26日付で締結する引受契約(以下「本引受契約」という。)において、本新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる。
代用払込みに関する事項	1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が組織再編行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、第1項乃至第10項に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。 1 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。 3 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号と同様の修正並びに同欄第3項第(1)号乃至第(6)号と同様の調整に服する。 (1) 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 (2) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。 4 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 5 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。 6 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。 7 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。
--------------------------------	--

	8 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 9 組織再編行為が生じた場合 本欄に準じて決定する。 10 その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。
--	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計25個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載して、これに記名押印した上、上表「新株予約権の行使期間」記載の行使期間中に、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権付社債に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし。

- 7 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- (1) 譲渡制限
割当予定先による本新株予約権付社債の譲渡には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
- (2) 行使制限
本引受契約において、割当予定先は、原則として、払込期日から9か月以内は本新株予約権を行使できないことを合意します。
- (3) 制限超過行使の禁止
当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本引受契約において、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権付社債を転換することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権付社債を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権付社債がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換を制限する内容を約する旨定めることを含む。)を講じる予定である。
- (4) ロックアップ
本引受契約において、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載しているとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定である。
- 8 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし。
- 9 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし。
- 10 その他投資者の保護を図るために必要な事項
本引受契約において、本新株予約権付社債の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする旨が定められる予定である。なお、本新株予約権付社債が譲渡された場合でも、本引受契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。
- 11 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をしようとする理由
- (1) 資金調達の目的
当社グループは、1950年2月に乾電池の製造・販売を目的に創業し、現在では、ニッケル水素電池、リチウム電池、アルカリ電池等の電池事業を中核として、電池／エンジニアリング、次世代電池、電子／パワーマネジメントソリューション(PMS)の各事業を展開してまいりました。当社グループは、経営理念「進化に挑戦 輝く未来と笑顔のために」のもと、Vision「FDKグループは、Smart Energy Partnerとして、先進技術を結集し、お客様に電気エネルギーを安心して効率的に活用いただき、持続可能な社会の実現と発展に貢献します」を掲げ、2019年度を起点として2029年度をゴールとするFDKグループ戦略Framework「10年の計」を策定し、その実現に向けて中期事業計画「R1」(2020年度～2022年度)及び「R2」(2023年度～2025年度)を推進してまいりました。
R2期間においては、ウクライナ・中東地域における地政学的不安定さの長期化、米国の通商政策の影響、中国のレアアース輸出規制、原材料価格・人件費の上昇、中国経済の減速など、外部環境の不透明感が増す厳しい事業環境のもと、外部環境の変化に対するレジリエンスの強化を進めるとともに、収益体質の強化と成長基盤の構築に取り組んでまいりました。具体的には、包頭富士電気化学有限公司の連結子会社化、SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONを筆頭株主とする株主構成の変更、減資及び欠損てん補の実行、Energizer Holdings, Inc.とのブランドライセンス契約の締結など、次の成長に向けた足場固めを進めてまいりました。
また、より安定した事業運営と持続的成長のため、当社グループは、2026年4月28日、「10年の計」で掲げたあるべき姿の実現に向けて、①現行ビジネスの多角的拡大、②事業ポートフォリオの多様化、③失敗に学び、成長を実感できる文化の醸成、を三本柱とする新たな中期事業計画「R3」(2026年度～2028年度)を策定し、公表いたしました。「現行ビジネスの多角的拡大」では、顧客ポートフォリオ・製品アプリケーションの拡大や製造体制の最適化・サービス／サポートの拡充を通じて、伸びる市場の追求と付加価値の増大を図ります。「事業ポートフォリオの多様化」では、次世代電池・パワーソリューション・将来を見据えた革新型電池等の新テクノロジー製品の開発を加速するとともに、既存テクノロジーを活用した新規ビジネスの開拓を推進いたします。

当社グループがSmart Energy Partnerとしての役割を果たし、企業価値の持続的な向上を実現していくためには、「R3」に掲げた施策を着実に実行するとともに、中長期的な視点に立って新規ビジネスの創出に取り組んでいく必要があります。そのためには、継続的に成長投資を実行するための資金調達が重要な課題となっております。

このような状況の中、当社の筆頭株主であり、当社との協業を通じて既に一定の成果を上げてきた割当予定先より、当社の財務基盤の強化及び成長投資の実行を支援したいとの意向のもと、出資の申し出をうけました。

割当予定先とは2025年2月に実施した公開買付け(TOB)により当社株式を取得して以降、当社の筆頭株主として、販売連携、調達・製造体制、製品開発等の各領域において協業関係の構築を進めてまいりました。当社といたしましても、当該協業を通じて着実に成果が出てきているものと認識しており、割当予定先との資本関係をより強固なものとする事は、両社の協業関係の一層の深化を通じて、当社グループの持続的な成長、ひいては「R3」の実現にも資するものと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、割当予定先を引受先とする本第三者割当を実施することといたしました。

(2) 資金調達方法の選択理由

他の資金調達方法との比較

当社は、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

- ア. 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、発行済株式数の増加が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。また、払込期日に総額2,500,000,000円が払い込まれるため、発行当初にまとまった資金調達ができます。
- イ. 新株予約権による資金調達は、一般に、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があるというデメリットがあると考えられております。
- ウ. 銀行借入れにより調達した場合、金利負担が生じますが、転換社債型新株予約権付社債は年利0.3%と比較的低金利で多額の調達が可能となり、かつ、将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤の強化が期待されます。
- エ. 今後、より関係を強化していく必要があると考える割当予定先に対して、当初転換価額及び下限転換価額を取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の終値よりも高く設定することにより、当社株価の上昇に対するインセンティブについて、当社新株式を時価発行する場合と比較して高く付与することが可能となります。
- オ. 転換価額の修正条項を付すことにより、本新株予約権付社債発行後に、当社株価が上昇した場合においても、本新株予約権の行使による既存株主の皆様の株式価値の希薄化を一定程度抑制することが可能となります。

当社は、本引受契約において、割当予定先は原則として払込期日から9か月以内は本新株予約権を行使できないものとする旨合意することとしているところ、既存株主の利益及び希薄化に最大限配慮することを前提に、当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるという点を重視し、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権付社債を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

12 その他

- (1) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権付社債の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることとする。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,500,000,000	80,000,000	2,420,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、主に、アドバイザー費用、弁護士費用、反社会的勢力調査費用、新株予約権付社債評価費用、登録免許税及びその他事務費用(印刷事務費用、登記費用)等からなります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,420,000,000円につきましては、①新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金及び②新電池の事業化に向けた設備投資資金に充当する予定であります。かかる資金の内訳及び支出予定時期については以下のとおりです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは、当社の銀行預金で運用保管する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金	1,920	2026年10月～2028年3月
② 新電池の事業化に向けた設備投資資金	500	2026年10月～2027年12月

<手取金の使途について>

① 新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金

当社グループは、中期事業計画「R3」において、「事業ポートフォリオの多様化」を持続的成長に向けた三本柱の一つに掲げ、既存技術の活用や新たなビジネスモデルの探索を通じた新規ビジネスの創出を進めております。

具体的には、新たな技術や顧客基盤の獲得に向け、M&Aやアライアンスを活用したインオーガニック戦略を推進し、新市場・新事業領域の開拓に取り組んでおります。加えて、既存技術を活用した事業展開の一環として、水素エネルギー社会の実現に向けて開発した水素貯蔵タンク用高容量AB2型水素吸蔵合金の拡販を進めております。

このため、調達資金のうち1,920百万円を、M&A及びアライアンスなどを通じた新規ビジネス開拓に係る投資(出資金、株式取得対価並びにこれらに付随するデューデリジェンス費用及び仲介手数料等を含む。)に充当する予定です。これにより、新規ビジネスの早期立ち上げを図ってまいります。

② 新電池の事業化に向けた設備投資資金

当社グループは、中期事業計画「R3」において、「事業ポートフォリオの多様化」を持続的成長に向けた三本柱の一つに掲げ、次世代電池、パワーソリューション及び将来を見据えた革新型電池といった新テクノロジー製品の開発加速に取り組んでおります。そのなかで、ニッケル亜鉛電池は、ニッケル水素電池の正極技術(ニッケル)及びアルカリ電池の負極技術(亜鉛)を融合した製品であり、電源バックアップ用途、電動モビリティ用途及びエンジン始動用途などの市場に向けて事業化を推進しております。充放電サイクルなどの技術的課題に対応し、顧客との協業による実証試験やサンプル出荷が拡大しており、市場での実績蓄積と認知度向上のため、量産ラインの構築や量産プロセスの確立が急務となっております。

このような状況を踏まえて、ニッケル亜鉛電池の早期事業化に向けて、量産設備の導入及びこれに付随する建屋改修、関連設備などの整備資金の一部に、調達資金のうち500百万円を充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、本引受契約において、当社グループの役職員に対するストック・オプションの発行等一定の場合を除き、本新株予約権付社債が残存している限り、本引受契約の締結日から払込期日後273日を経過するまでの期間の間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換される証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わない旨を合意する予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

(2026年8月26日現在)

名称	SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION(注) 1
本店の所在地	No.73, Kuirou Shan Rd., Tamsui Dist., New Taipei City 25144, Taiwan (R.O.C.)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。事務上の連絡先は、常任代理人 釜屋電機株式会社(046-204-8640)。
代表者の役職及び氏名	チェアマン(Chairman)：Yu-Heng Chiao(ユーヘン・チャオ)
資本金	1,000百万台湾ドル・5,000百万円(注) 2
事業の内容	電子部品の製造・販売
主たる出資者及び出資比率	Walsin Technology Corporation : 26.28% Lite-On Technology Corporation : 11.71%

(注) 1. SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONは、台湾証券取引所(TWSE)の上場企業です。

2. 2026年8月25日時点の為替レート 1台湾ドル=5.00円にて円換算しております。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先が保有している当社株式の数 15,527,400株 (総議決権数に対する割合 45.08%)
人事関係	割当予定先のPresident(社長) 1名が当社取締役を兼任しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は割当予定先に対して当社の製品を販売しております。

c 割当予定先の選定理由

本新株予約権付社債の割当予定先として、SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONを選定した理由は、同社との協業関係の強化を通じて、当社の中長期的な企業価値向上が期待できると判断したためです。

当社は、同社を筆頭株主とする資本関係に移行して以降、資金調達手段の多様化及び財務基盤の安定化を課題として認識し、同社との間で継続的に協議を行ってまいりました。

当該協議の過程において、同社より、当社の資金調達ニーズに配慮した提案として、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の引受けの可能性について提示を受け、当社としても、既存の資本関係を有する株主からの調達であること、及び機動的な資金調達手段としての有用性を踏まえ、これを検討することといたしました。また、割当予定先は、当社の既存株主であり、2025年3月の同社による当社株式に対する公開買付けの成立以降、両社は、中華圏(中国、香港、台湾、シンガポールなど、中国語が多く話される地域を指す。)をはじめとするアジア地域、欧州及び北米における販売連携、グローバルな調達・物流・研究開発・販売マーケティング機能の活用、国際法務・国際税務に関する知見の共有、並びに当社の電池技術・電子技術と割当予定先の専門知識及び顧客基盤を活用した製品開発・販売など、幅広い分野で協業を進めてまいりました。これらの取り組みは、既に一定の成果を上げており、当社は、本第三者割当により割当予定先との資本関係をさらに強化することで、割当予定先グループの販売網、調達・物流網、研究開発・マーケティング力などの経営資源を活用した、両社グループの戦略的連携を一層深化させることができると考えております。また、割当予定先グループの経営資源を継続的かつ安定的に活用できる体制を構築することで、当社グループの事業成長及び新たな価値創出の加速が期待できるものと考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当により割当予定先との資本関係を強化し、両社グループの協業体制を一層強固なものとすることが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、同社を本新株予約権付社債の割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが、転換価額で行使された場合に割当予定先に割り当てようとする本新株予約権付社債に付された本新株予約権の目的である株式の総数は5,000,000株であります。

e 株券等の保有方針及び転換制限措置

当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及びその転換により取得する当社株式を割当後中長期で保有する方針である旨の説明を電子メールにて受けております。

また、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)(新株予約権付社債に関する事項) 注7」に記載のとおり、本引受契約において、割当予定先は、原則として、払込期日から9か月以内は本新株予約権を行使できないことを合意します。

なお、本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできませんが、当社と割当予定先が締結する本引受契約において、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付されます。取締役会の決議による当社の承認をもって本新株予約権付社債の譲渡が行われる場合には、当社は、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本引受契約において、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権付社債を転換することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権付社債を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権付社債がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です(なお、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、転換価額が発行決議日の終値以上の場合は制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を引受契約に定めることができ、割当予定先との本引受契約においてもその旨を定める予定です。)

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書2通(2026年8月25日)を入手し、それぞれ271百万台湾ドル(円換算額：1,355百万円、参照為替レート：5.00円)及び1,247百万円であり、合計約26億円の残高であることから、本新株予約権付社債の払込金額の総額(2,500,000,000円)を上回る現預金を有していることを確認しております。また、割当予定先が2026年8月4日付で台湾証券取引所において公表した2026年度第2期財務報告書における連結貸借対照表(2026年6月30日現在)により、同社が本新株予約権付社債の払込みに要する現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに確実性があると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその主要株主並びに割当予定先の関係企業及びその役員(以下「割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表者：小板橋仁、本社：東京都千代田区)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先関係者について、反社会的勢力との関係性の有無、過去の反社会的又は反市場的行為に関する有無の確認に加え、海外制裁・規制リストの該当や風評等の調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年8月25日付で受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

h 特定引受人に関する事項

本書提出日時点で割当予定先が保有する株式15,527,400株に係る議決権の数155,274個に、本第三者割当により発行される本新株予約権付社債の目的である株式5,000,000株に係る議決権の数50,000個を加えた議決権の数は205,274個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数(2026年3月31日現在の総議決権数344,461個に本新株予約権付社債の目的である株式に係る議決権数50,000個を加えた数である394,461個)の最大52.04%(小数点以下第3位を四捨五入)を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

① 特定引受人の氏名又は名称及び住所

SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION

No.73, Kuirou Shan Rd., Tamsui Dist., New Taipei City 25144, Taiwan (R.O.C.)

② 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

205,274個

③ ②の交付株式に係る最も多い議決権の数

50,000個

④ ②に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2026年3月31日現在の総議決権数344,461個を基準とした場合、394,461個になります。

⑤ 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本第三者割当が実行され、新株予約権付社債が転換された場合、一定の希薄化が生じ、また、割当予定先が当社の総議決権の過半数を保有することとなる可能性があるものの、本第三者割当は、新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金及び新電池の事業化に向けた設備投資資金を調達することを目的としたものであり、当社の中期事業計画「R3」の実現に資するものであること、また、本第三者割当を通じて当社の筆頭株主であり様々な協業関係の構築を進めてきた割当予定先との資本関係をより強固なものとし、両社の協業関係を一層深化させることが当社グループの持続的な成長に資することから、合理的であると判断しております。

⑥ 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見

当社監査等委員会は、①本第三者割当は、新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金及び新電池の事業化に向けた設備投資資金の調達を目的に行われるものであり、当社の中期事業計画「R3」の実現に資するものであること、②本第三者割当を通じて当社の筆頭株主であり様々な協業関係の構築を進めてきた割当予定先との資本関係をより強固なものとし、割当予定先との協業関係を一層深化させることが、当社グループの持続的な成長に資すること、並びに③上記のとおり本新株予約権付社債の払込金額は割当予定先にとって特に有利な価額ではなく適法であると判断できることから、本第三者割当に係る総数引受契約の締結は、合理的である旨の意見を表明しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本引受契約の規定により、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権付社債の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定の根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社Stand by C(代表者：松本久幸、本社：東京都千代田区、以下「Stand by C」といいます。)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2026年8月25日付で転換社債型新株予約権付社債にかかる価値算定書(以下「本価値算定書」といいます。)を受領いたしました。

Stand by Cは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを基礎として、本新株予約権付社債の評価を実施しております。また、Stand by Cは、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件及び発行決議日現在の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

なお、本新株予約権付社債の当初転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、また、足元の株価水準も踏まえ、割当予定先と協議の結果、500円と決定いたしました。なお、この当初転換価額は、2026年8月25日(取締役会決議日の前営業日)における当社普通株式終値410円に対して21.95%のプレミアム(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の計算について同じ。)、1か月の終値平均404.00円(小数点以下第3位を四捨五入。以下、終値平均の計算について同じ。)に対して23.76%のプレミアム、3か月の終値平均451.56円に対して10.73%のプレミアム及び6か月の終値平均453.61円に対して10.23%のプレミアムとなります。なお、本新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が当社に提出された日(修正日)において、当該修正日(同日を含む。)までの1か月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額が500円(下限転換価額)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。そのため、本新株予約権付社債発行後に、当社株価が上昇した場合においても、本新株予約権の行使による既存株主の皆様の株式価値の希薄化を一定程度抑制することが可能となります。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金100円)をStand by Cによる価値算定評価額(各社債の金額100円につき96.6円から99.9円)を上回る価格で決定しております。また、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益(本新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値)と、本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価(社債額面100円につき10.2円から17.3円)が本新株予約権の公正な価値(社債額面100円につき6.6円から8.8円)を上回る水準であること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、割当予定先に特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会(3名にて構成。3名中3名が社外取締役)は、監査等委員全員一致の意見として、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本価値算定書の結果を踏まえ検討した結果、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるStand by Cが本新株予約権付社債の算定を行っていること、Stand by Cによる本新株予約権付社債の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は、当該新株予約権の公正な価値を上回っていることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、適法かつ妥当であるとの意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債が転換価額500円により全て転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は5,000,000株(議決権の数50,000個)であり、これは、当社の発行済株式総数34,536,302株(2026年6月30日現在)及び当社の総議決権数344,461個(2026年3月31日現在)の14.48%及び14.52%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入)にそれぞれ相当します。

しかし、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途<手取金の使途について>」に記載のとおり、①新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金及び②新電池の事業化に向けた設備投資資金に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化に資するものと考えております。以上のことから、本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本書提出日時点で割当予定先が保有する株式15,527,400株に係る議決権の数155,274個に、本第三者割当により発行される本新株予約権付社債の目的である株式5,000,000株に係る議決権の数50,000個を加えた議決権の数は205,274個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数(2026年3月31日現在の総議決権数344,461個に本新株予約権付社債の目的である株式に係る議決権数50,000個を加えた数である394,461個)の最大52.04%(小数点以下第3位を四捨五入)を保有し得ることとなり、支配株主の異動を伴うこととなります。

したがって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23－6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION(常任代理人 釜屋電機株式会社)	NO. 73, KUIROUSH ANRD., TAMSUI DIST., NEW TAIPEI CITY, TAIWAN (R. O. C.)(大和市中央6丁目1番6号PSAビルディング)	15,527	45.08	20,527	52.04
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	6,071	17.62	6,071	15.39
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE AG FOR THIRD PARTY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HARWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA(中央区日本橋3丁目1番1号)	331	0.96	331	0.84
大佐古 幸典	福岡県大牟田市	205	0.60	205	0.52
細羽 強	広島県福山市	170	0.49	170	0.43
FDK取引先持株会	東京都港区港南1丁目6－41	166	0.48	166	0.42
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED(常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM(港区六本木6丁目10番1号)	151	0.44	151	0.38
田中 隆士	福井県坂井市	140	0.41	140	0.35
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	138	0.40	138	0.35
田中 章吾	静岡県湖西市	125	0.36	125	0.32
計	—	23,024	66.84	28,024	71.04

(注) 1 2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数に、本新株予約権付社債が転換価額500円により全て転換された場合に交付される当社普通株式5,000,000株に係る議決権の数50,000個を加えて算定しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

a 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)(新株予約権付社債に関する事項) 注11 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をしようとする理由」及び「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおりです。

b 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本書提出日時点で割当予定先が保有する株式15,527,400株に係る議決権の数155,274個に、本第三者割当により発行される本新株予約権付社債の目的である株式5,000,000株に係る議決権の数50,000個を加えた議決権の数は205,274個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数(2026年3月31日現在の総議決権数344,461個に本新株予約権付社債の目的である株式に係る議決権数50,000個を加えた数である394,461個)の最大52.04%(小数点以下第3位を四捨五入)を保有し得ることとなり、支配株主の異動を伴うこととなります。

しかし、上記「3 発行条件に関する事項 b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <手取金の使途について>」に記載のとおり、①新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金及び②新電池の事業化に向けた設備投資資金に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化に資するものと考えております。以上のことから、本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

c 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、上記「a 大規模な第三者割当を行うこととした理由」及び「b 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、支配株主の異動を伴う(本新株予約権付社債全てが転換された場合に割当予定先が支配株主となる)ことが見込まれることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要になります。当社は、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者による特別委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。そのため、経営者から一定程度独立した者として、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役(監査等委員)である森安正博氏、米国公認会計士として財務、会計に関する専門的知識を有する粟津瑞恵氏(元当社社外取締役(監査等委員))及び富士電機株式会社及び富士古河E&C株式会社における役員としての経験を通じて培われた広い見識を有する藤原正洋氏(元当社社外取締役(監査等委員))の3名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年8月26日に入手しております。なお、本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本特別委員会の意見の概要）

（意見）

当委員会は、慎重に検討した結果、委員全員の一致で、本第三者割当に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

（理由）

1. 資金調達の必要性

当委員会がレビューした各資料及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等によれば、貴社グループは、2019年度を起点として2029年度をゴールとするFDKグループ戦略Framework「10年の計」の実現に向けて中期事業計画「R1」（2020年度～2022年度）及び「R2」（2023年度～2025年度）を推進してきた。R2期間においては、地政学リスク、米国の通商政策の影響、中国経済の変容など、外部環境の不透明感が増す厳しい事業環境のもと、外部環境の変化に対するレジリエンスの強化、収益体質の強化及び成長基盤の構築に取り組んできた。このような事業環境を踏まえ、貴社グループは、より安定した事業運営と持続的成長のため、2026年4月28日、新たな中期事業計画「R3」（2026年度～2028年度）を策定し、公表した。「R3」の三本柱の一つである「事業ポートフォリオの多様化」では、次世代電池・パワーソリューション・将来を見据えた革新型電池等の新テクノロジー製品の開発を加速するとともに、既存テクノロジーを活用した新規ビジネスの開拓を推進する方針が示されている。

かかる状況に鑑みれば、貴社グループの安定的な事業運営・企業価値の持続的な向上のため、「R3」において事業ポートフォリオの多様化を推進していく必要があり、その実現のために継続的な成長投資が必要といえる。

本第三者割当による調達資金は、主に①新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金として1,920百万円、②新電池の事業化に向けた設備投資資金として500百万円を充当する予定とのことである。この点について、以下のとおりいずれも「R3」における「事業ポートフォリオの多様化」を具体化するための資金使途と認められる。

新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金に関して、貴社グループは、既存技術の活用や新規ビジネスの創出を進めており、具体的には、新たな技術や顧客基盤の獲得に向け、M&Aやアライアンスを活用したインオーガニック戦略を推進しているとのことである。また、既に既存技術を活用した事業展開の一環として、水素エネルギー社会の実現に向けて開発した水素貯蔵タンク用高容量AB2型水素吸蔵合金の拡販を進めているとのことである。そのため、調達資金のうち1,920百万円を、M&A及びアライアンスなどを通じた新規ビジネス開拓に係る投資(出資金、株式取得対価並びにこれらに付随するデューデリジェンス費用及び仲介手数料等)に充当する予定とのことである。かかるM&A及びアライアンスについては、「R3」に基づく新規ビジネスの創出という目的に加え、その対象についても水素貯蔵タンク用高容量AB2型水素吸蔵合金に関する事業のほか、必要な技術、顧客基盤及び販売網を有する企業と具体的な対象分野も示されていることから、その資金使途には一定の具体性が認められ、不合理な点は見当たらない。

新電池の事業化に向けた設備投資資金に関して、貴社グループは、事業ポートフォリオの多様化の一環として、次世代電池、パワーソリューション及び将来を見据えた革新型電池といった新テクノロジー製品の開発加速に取り組んでいるとのことである。そのなかで、ニッケル亜鉛電池について、電源バックアップ用途、電動モビリティ用途及びエンジン始動用途などの市場に向けて事業化を推進しているとのことである。現在、顧客との協業による実証試験やサンプル出荷が拡大しており、量産ラインの構築や量産プロセスの確立が急務となっているとのことである。このような状況を踏まえて、ニッケル亜鉛電池の早期事業化に向けて、量産設備の導入及びこれに付随する建屋改修、関連設備などの整備資金の一部に、調達資金のうち500百万円を充当することは合理性が認められる。

以上のとおり、貴社の足元の事業環境などに照らせば新たな事業計画である「R3」に基づく事業ポートフォリオの多様化のため具体的な資金需要が認められ、上記①②の資金使途はそれに資する合理的なものといえる。したがって、本第三者割当には必要性が認められると考える。

2. 発行条件の相当性

(1) 資金調達手段としての相当性

他の資金調達手段として、公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行、新株予約権発行、銀行借入れが考えられるが、以下のとおり、本件の転換社債型新株予約権付社債の発行は資金調達手段として相当といえる。

- ・ 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、発行済株式数の増加が即時に発生するため、既存株主の議決権の大幅な希薄化を招き、株価に大きな影響を及ぼす懸念がある。一方、本件のような転換社債型新株予約権付社債による資金調達手段は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待され、また、払込期日に総額2,500百万円が払い込まれるため、発行当初にまとまった資金を調達することが可能という利点がある。
- ・ 新株予約権による資金調達は、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、株価の変動により当初想定していた時期及び金額での資金調達ができず、足元の資金需要に対応できない可能性がある。
- ・ 銀行借入れについては、金利負担が生じるが、本新株予約権付社債は年利0.3%と比較的低金利で多額の調達が可能となり、かつ、将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤の強化も期待される。

以上のとおり、既存株主や株価への影響、資金調達の確実性及び資金調達コスト等を勘案して、第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行を選択した貴社の判断に不合理な点は認められず、他の資金調達手段との比較において相当性が認められる。

(2) 本第三者割当の発行条件の相当性

発行条件について、貴社から受けた説明及び受領資料によれば、当初転換価額は500円(発行決議日前日の東京証券取引所における貴社の終値410円に対して21.95%のプレミアム(小数点以下第3位四捨五入))であり、転換価額は株価に応じて修正される設計となっている。もっとも、その内容は本新株予約権の行使請求書が貴社に提出された日(修正日)において、当該修正日(同日を含む。)までの1か月における貴社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額に修正されるものの、下限転換価額は当初転換価額と同額である500円とされている。つまり、本新株予約権付社債の修正条項は専ら上方にのみ修正されることが想定されており、現時点の株価を下回る価格で転換されることはない。

また、本引受契約において、割当予定先であるSILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONは、原則として払込期日から9か月以内は本新株予約権を行使できないことを合意する予定とのことであり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等の定めに基づき、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権付社債を転換することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換を制限するよう措置を講じる予定とのことである。

以上の説明を踏まえれば、本新株予約権付社債は転換価額修正条項付新株予約権付社債(いわゆるMSCB)に該当するものの、時価に合わせた下限転換価額が設定されており転換に際して生じる希薄化は一定程度に抑えられること、転換制限期間が付されており本第三者割当直後の希薄化や短期間での急速な希薄化が抑制されることから、既存株主の利益に配慮された発行条件と考えられる。

加えて、貴社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたって、貴社及び割当予定先から独立した外部算定機関である株式会社Stand by C(以下「Stand by C」という。)から2026年8月25日付で「転換社債型新株予約権付社債にかかる価値算定書」(以下「本価値算定書」という。)を取得している。本価値算定書において、Stand by Cは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたり、ブラック・ショールズ・モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを基礎として、本新株予約権付社債の評価を実施している。また、Stand by Cは、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件及び発行決議日現在の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の価値を算定している。

その上で、本新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金100円)がStand by Cによる価値算定評価額(各社債の金額100円につき96.6円から99.9円)を上回る価格で決定されていること、また、本社債に本新株予約権を付すことにより貴社が得ることのできる経済的利益(本新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値)と本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価(社債額面100円につき10.2円から17.3円)が本新株予約権の公正な価値(社債額面100円につき6.6円から8.8円)を上回る水準であること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、割当予定先に特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価値といえる。

以上のとおり、本第三者割当の発行条件は、既存株主への不利益について十分配慮したものであり、また、その発行価値も割当予定先に特に有利なものには該当しないと考えられることから、発行条件について相当性が認められるといえる。

なお発行数量及び株式の希薄化の規模について、本新株予約権付社債が転換価値500円により全て転換された場合に発行される貴社普通株式の数の合計数は5,000,000株(議決権の数50,000個)であるところ、これは、貴社の発行済株式総数34,536,302株(2026年6月30日現在)及び貴社の総議決権数344,461個(2026年3月31日現在)の14.48%及び14.52%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入)にそれぞれ相当する。

本新株予約権付社債の発行により調達する資金は、①新規ビジネス開拓に向けた成長投資資金及び②新電池の事業化に向けた設備投資資金に充当される予定であるところ、上記で検討したとおり、これらは「R3」における事業ポートフォリオの多様化の実現に向けた具体的な資金需要が認められる。本新株予約権付社債の発行総額2,500百万円は、かかる具体的な資金需要を踏まえ設定されたものであり、これに応じた本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は過度ではなく、合理性が認められる。

(3) 割当予定先の選定理由

本第三者割当の割当予定先は、現在貴社株式15,527,400株(総議決権の45.08%)を保有する筆頭株主であるSILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONである。

貴社から受けた説明及び受領資料によれば、2025年3月の割当予定先による貴社株式に対する公開買付けの成立以降、両社は、中華圏をはじめとするアジア地域、欧州及び北米における販売連携、グローバルな調達・物流・研究開発・販売マーケティング機能の活用、国際法務・国際税務に関する知見の共有、並びに貴社の電池技術・電子技術と割当予定先の専門知識及び顧客基盤を活用した製品開発・販売など、幅広い分野で協業を進めており、これらの取り組みは、既に一定の成果を上げているとのことである。また、割当予定先を貴社筆頭株主とする資本関係への移行以降、資金調達手段の多様化及び財務基盤の安定化について、貴社及び割当予定先との間で継続的に協議していたところ、当該協議の過程で、貴社の資金調達ニーズに配慮した提案として第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の引受けの可能性について提示を受けたとのことである。貴社は、本第三者割当により割当予定先との資本関係をさらに強化することで、割当予定先グループの販売網、調達・物流網、研究開発・マーケティング力などの経営資源を活用した、両社グループの戦略的連携を一層深化させることができ、割当予定先グループの経営資源を継続的かつ安定的に活用できる体制を構築することで、貴社グループの事業成長及び新たな価値創出の加速が期待できると考えているとのことである。また、貴社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及びその転換により取得する当社株式を割当後中長期で保有する方針である旨の説明を電子メールにより受けているとのことである。

一方で、2026年8月25日時点で割当予定先が保有する株式15,527,400株に係る議決権の数155,274個に、本第三者割当により発行される本新株予約権付社債の目的である株式5,000,000株に係る議決権の数50,000個を加えた議決権の数は205,274個であり、その結果、割当予定先は、貴社の総議決権の数(2026年3月31日現在の総議決権数344,461個に本新株予約権付社債の目的である株式に係る議決権数50,000個を加えた数である394,461個)の最大52.04%(小数点以下第3位を四捨五入)を保有し得ることとなるため、本第三者割当の実施に伴い、割当予定先が貴社の親会社となり、貴社の支配権に重大な影響を及ぼす可能性がある。もっとも、割当予定先との協業により上記のとおり既に一定の成果を上げていること、貴社及び割当予定先との間での従前からの継続的な協議の過程で本第三者割当の提案がなされていること、割当予定先が本新株予約権付社債及びその転換により取得する貴社株式を中長期で保有する方針を示していること、また、割当予定先との更なる資本関係の強化により貴社グループの事業成長及び新たな価値創出が期待できることを踏まえれば、本第三者割当により割当予定先が貴社の親会社となり支配権に重要な影響を及ぼす可能性があることを考慮してもなおSILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONを割当予定先として選定したことに合理性が認められるといえる。

なお、貴社は割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書や割当予定先が公表した2026年度第2期財務報告書における連結貸借対照表(2026年6月30日現在)において、本新株予約権付社債の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認している。また、2026年8月25日付の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社作成の調査報告書に基づき割当予定先関係者が反社会的勢力と一切関係がないと判断できる。

以上の説明を踏まえれば、本第三者割当が貴社の支配権に重要な影響を及ぼし得ることを踏まえても、割当予定先の選定理由に合理性が認められる。

(4) 小括

以上(1)乃至(3)で述べたことからすれば、本第三者割当には相当性が認められると考える。

3. 結論

上記のとおり、本第三者割当には必要性・相当性が認められると考える。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月23日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年8月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

F D K株式会社 本店
(東京都港区港南一丁目6番41号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。